

ドイツにおける民事クレジット・カード法の研究

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2021-11-15
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: Ojima, Shigeki
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00060904

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



ドイツにおける民事クレジット・カード法の研究

Research Project

All▼

Project/Area Number

09720026

Research Category

Grant-in-Aid for Encouragement of Young Scientists (A)

Allocation Type

Single-year Grants

Research Field

Civil law

Research Institution

Kanazawa University

Principal Investigator

尾島 茂樹 金沢大学, 法学部, 助教授 (50194551)

Project Period (FY)

1997 – 1998

Project Status

Completed (Fiscal Year 1998)

Budget Amount *help

¥2,100,000 (Direct Cost: ¥2,100,000)
Fiscal Year 1998: ¥600,000 (Direct Cost: ¥600,000)
Fiscal Year 1997: ¥1,500,000 (Direct Cost: ¥1,500,000)

Keywords

クレジット・カード / ドイツ法 / クレジット・カード法

Research Abstract

研究の対象であるドイツのクレジット・カード法の全体を、おもに不正使用の観点から検討した。当初は、わが国における「クレジット・カード法」の立法の可否を視野にいれ、検討を開始したが、研究の進行段階で「消費者契約法(仮称)」の立法の議論が盛んとなった。クレジット・カード契約は消費者契約であり、この法律の規定内容如何によっては、クレジット・カード法の議論にも大きな影響があると思い至った結果、クレジット・カード法の立法の議論はひとまず置き、検討対象を個別問題に絞り込むこととし、したがって、研究成果は、研究課題に関する個別問題について発表することとした。

第1に、クレジット・カードの署名省略利用につき、ドイツの議論を参考として、わが国での非常に曖昧な実務に警鐘を鳴らし、その厳格な運用、およびクレジット・カード会社の厳格な責任を主張した。この研究成果は、(1)論文として発表した。

第2に、消費者契約に広く取り入れられているいわゆるクーリング・オフにつき、その期間の起算日が存在しない場合のクーリング・オフの行使制限につき、ドイツにおける議論を参照しながら検討した。すなわち、ドイツでは、消費者信用法においてクーリング・オフの定めがあり、これと、これに関連する諸法を検討し、クーリング・オフ期間の起算日が存在しない場合にも、一定の行使制限を設けることを主張した。この研究成果は、(2)論文として発表される。

Report (2 results)

1998 Annual Research Report

1997 Annual Research Report

Research Products (2 results)

AllOther

AllPublications

[Publications] 尾島茂樹: "クレジット・カードの署名省略利用に関する一考察-ドイツの議論を参考として-" クレジット研究. 21号. 173-197 (1999)

▼

[Publications] 尾島茂樹: "適法に告知が行われない場合におけるクーリング・オフ権の行使制限-ドイツの議論を参考として" 金沢法学. 41巻2号(校正中). (1999)

▼

URL:

https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-09720026/

Published: 1997-03-31 Modified: 2016-04-21